

地域サロン事業における補助金交付申請について

Q:どのような内容の地域サロンが補助対象となりますか？

A：地域住民を対象として、交流の場、居場所づくり、閉じこもり防止、生きがいをづくりや健康増進を図るなどの事業を対象とします。

Q:地域サロンは、有料でも補助を受けられますか？

A：実費程度の経費の徴収であれば対象とします。

Q:市などから補助金とは、どこまでの範囲になりますか？

また、年度途中で補助期間が終了した場合には、残りの期間は補助対象になりますか？

A：「地域サロン」の開設・運営補助につながるものを受けている場合には対象外としています。また、年度で判断しますので、途中で補助が終了しても対象とはなりません。

Q:「ボランティア保険等の保険に加入ができる」とありますが、“等”とは何を指しますか？

A：地域サロンの活動として、万が一、事故等が発生した場合に保障できるものと考えておりますので、通常は、ボランティア保険加入を必須と考えていますが、その活動内容によって、必要と思われる保険があれば必須としたいと考えています。

Q:対象外に「事業効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業」となっていますが、地域住民を含んでも補助対象になりませんか？

A：補助対象とする地域サロン事業は、年齢や性別の区分が無く不特定多数の地域住民が参加できるものとしますので、特定の個人・団体を対象とする事業は、対象としません。

Q:市外の人が参加している地域サロンでも対象となりますか？

A：市内の地域住民が参加する地域サロン事業を対象としますので、市外の方は対象になりません。

Q:これまでの子育て、高齢者サロンで既に申請をしている場合、再度、申請書を出す必要がありますか？ また、決算書は、新様式での提出になりますか？

A：既に提出されている申請書以外に新様式での再提出は必要ありません。
また、決算書も今年度に限ってはこれまでの様式での提出も受付します。

Q:既に執行済みの経費についても、補助対象となりますか？

A：交付決定を受ける前に執行した経費は、補助対象外です。
ただし、平成25年度に限っては、執行済み額についても補助対象といたします。

Q: どうして、子育て・高齢者などの区分で補助額に大きな違いがあるのでしょうか？

A：これまでの事業経過等があり補助額の違いとなっています。今後、補助金額も含めて皆さんなどからの意見などもお聞きしながら検討を進めて行きます。

Q: 今年2万円の補助金額は、来年度は引き上げる考えはありますか？

A：直ちに来年度に引き上げる考えはありませんが、地域サロンの拡大には補助金額の引き上げも含めて検討を行う予定です。

Q: 概算払いは補助申請額の全額ですか？

A：補助申請額の全額です。

Q: 補助申請後どの位の日数で決定通知をもらえますか？

A：できるだけ速やかに審査のうえ決定通知を差し上げます。時期にもよりますが、概ね2週間以内に可否決定通知書が申請団体に届くよう事務作業を進めます。

Q: 精算は必要ですか？

A：地域サロン事業への補助金ですので、精算行為を行って補助額の決定を行いますので必要です。

Q: 補助金の返還とは、どのような場合が考えられますか？

A：以下の事象が判明した場合には、補助金を返還していただきます。また、以降の補助申請は受け付けられません。

- (1) この交付金を他の目的に使用したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき